

保険会社向けの総合的な監督指針（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II-2-1-4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 収益等の計上</p> <p>① 損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア. 元受保険料の計上</p> <p>決算締切日までに入金報告書及び申込書その他保険料計上に必要な書類が到着している契約については、すべて当該事業年度の収入に計上すること。</p> <p>ただし、上記書類が決算締切日までに到着したもので、内容不備のため保険料率の審査決定、保険責任の有無の確認ができなかったものについてはこの限りでないこと。</p> <p>なお、決算処理にあたっては、上記書類の遅延ないし内容の不備の解消に特に留意し、計上保険料の翌年度へのずれ込み、又は計上洩れを極力防止するよう努めること。</p> <p>イ. 回払保険料の計上</p> <p>船舶保険等に係る回払保険料の計上については、初回保険料はア. に準じて取扱うものとし、次回以後保険料については、決算締切日までに当該契約の約款に定める保険料支払期日応当月が到来しているものは当該事業年度の収入として計上すること。</p> <p>ウ. 受再保険料の計上</p> <p>受再保険料の計上については、旧事務ガイドライン発出前に各社が定めた計上基準に基づき統一かつ継続的に処理する場合は、当該基準に定めるところにより計上して差し支えない。</p>	<p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II-2-1-4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) 収益等の計上</p> <p>損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 元受保険料の計上</p> <p>決算締切日までに入金報告書及び申込書その他保険料計上に必要な書類が到着している契約については、すべて当該事業年度の収入に計上すること。</p> <p>ただし、上記書類が決算締切日までに到着したもので、内容不備のため保険料率の審査決定、保険責任の有無の確認ができなかったものについてはこの限りでないこと。</p> <p>なお、決算処理にあたっては、上記書類の遅延ないし内容の不備の解消に特に留意し、計上保険料の翌年度へのずれ込み、又は計上洩れを極力防止するよう努めること。</p> <p>② 回払保険料の計上</p> <p>船舶保険等に係る回払保険料の計上については、初回保険料は①に準じて取扱うものとし、次回以後保険料については、決算締切日までに当該契約の約款に定める保険料支払期日応当月が到来しているものは当該事業年度の収入として計上すること。</p> <p>③ 受再保険料の計上</p> <p>受再保険料の計上については、旧事務ガイドライン発出前に各社が定めた計上基準に基づき統一かつ継続的に処理する場合は、当該基準に定めるところにより計上して差し支えない。</p>

なお、旧事務ガイドライン発出後に設立した会社にあつては、当該会社の計上基準が従前の例に照らして合理的なものとなっているかどうかについて留意することとする。

エ. 求償権及び残存物の経理

保険金の支払いにより契約者から取得した求償権又は残存物については、当該求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものは除く。）又は残存物の売却によって回収が見込まれる金額を当該事業年度の支払備金から控除して経理すること。

- ② 連結財務諸表の作成において、改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する国際会計基準をいう。）に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用した場合であっても、保険会社及びその子会社等の連結財務諸表の保険料等の計上にあつては、規則別紙様式に定める勘定科目の名称に従い、収入の金額を表示するとともに、適切に表示の組替を行うことに留意すること。

[(6) ~ (20) 略]

なお、旧事務ガイドライン発出後に設立した会社にあつては、当該会社の計上基準が従前の例に照らして合理的なものとなっているかどうかについて留意することとする。

④ 求償権及び残存物の経理

保険金の支払いにより契約者から取得した求償権又は残存物については、当該求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものは除く。）又は残存物の売却によって回収が見込まれる金額を当該事業年度の支払備金から控除して経理すること。

(新設)

[(6) ~ (20) 同左]